

職場におけるハラスメントに対する基本方針

社会福祉法人 津田福社会

理事長 半田 昇

職場におけるご利用者やその家族等による職員へのハラスメントにより、職員のみなさんが傷つくことはあってはなりません。そのため、われわれは、ハラスメントの予防のための取組、発生した場合の対応や対策をしっかりと講じ、職員のみなさんが安心・安全に働くことができるように環境を整えます。その結果、ご利用者に適切な支援・介護サービス・保育サービスを提供し、やりがいのある職場を構築していきます。

そのための取組として、以下を実践してまいります。

ハラスメントを予防するための取組

- ハラスメントを予防するために必要な情報等を職員の皆さんに提供します。

ハラスメントが発生した場合の対応と対策

- ハラスメントが発生した場合に、すぐに上長、担当者に報告・相談ができる体制と環境を整えます。
- 他の職員がハラスメントを受けた場合に、職員全員でカバーし合える環境を作ります。

ハラスメント防止に向けて、職員のみなさんをお願いしたいこと

- ハラスメントを受けたと少しでも感じたら、1人で我慢や対処をしようとせず、すぐに上長、担当者に報告・相談をしてください。他の職員がハラスメントを受けている場面を目撃した場合も、同様に上長担当者へ報告・相談をしてください。
- ハラスメントとその予防のための取組を日々、実践してください。
- ハラスメントの予防・対策に関連する事象の研修を積極的に受講して下さい。